

大館市五色湖緑地公園に関する条例施行規則（平成17年6月17日規則第79号）

最終改正:令和元年6月28日規則第23号

改正内容:令和元年6月28日規則第23号 [令和元年10月1日]

○大館市五色湖緑地公園に関する条例施行規則

平成17年6月17日規則第79号

改正

平成23年3月29日規則第13号

平成26年3月31日規則第13号

令和元年6月28日規則第23号

大館市五色湖緑地公園に関する条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、大館市五色湖緑地公園に関する条例（平成17年条例第113号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（使用等の許可の申請）

第2条 条例第5条第2項の許可を受けようとする者は、大館市五色湖緑地公園有料施設使用許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 条例第6条第1項の許可を受けようとする者は、大館市五色湖緑地公園内行為許可申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

3 前2項の申請書の提出期限は、第1項の申請書にあっては使用しようとする日の3日前までとし、前項の申請書にあっては条例第6条第1項各号に掲げる行為をしようとする日の30日前までとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

（使用等の許可）

第3条 前条の規定による申請があった場合において、市長は、支障がないと認めるときは、同条第1項の規定による申請をした者に対しては大館市五色湖緑地公園有料施設使用許可書（様式第3号）を、同条第2項の規定による申請をした者に対しては大館市五色湖緑地公園内行為許可書（様式第4号）（以下これを「許可書」という。）を交付する。

2 許可書の交付を受けた者は、常にこれを携帯し、市の関係職員から要求があったときは、直ちに提示しなければならない。

（開場期間）

第4条 大館市五色湖緑地公園（以下「緑地公園」という。）の開場期間は、毎年4月1日から11月30日までとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（使用料の減免）

第5条 条例第9条の規定による緑地公園内の有料施設の使用料の減免を受けようとする者は、大館市五色湖緑地公園有料施設使用料減免申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、これを適当と認めるときは、大館市五色湖緑地公園有料施設使用料減免通知書（様式第6号）を当該申請書を提出した者に交付する。

（使用料の還付）

第6条 条例第10条ただし書の規定による緑地公園内の有料施設の使用料の還付を受けようとする者は、大館市五色湖緑地公園有料施設使用料還付申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、これを適当と認めるときは、大館市五色湖緑地公園有料施設使用料還付通知書（様式第8号）を当該申請書を提出した者に交付する。

（補則）

第7条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年6月20日から施行する。

附 則（平成23年3月29日規則第13号）

（施行期日）

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に、この規則による改正前の大館市五色湖緑地公園に関する条例施行規則の規定によりなされた申請、許可その他の行為は、この規則による改正後の大館市五色湖緑地公園に関する条例施行規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成26年3月31日規則第13号）

（施行期日）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に、この規則による改正前の大館市五色湖緑地公園に関する条例施行規則の規定によりなされた申請、許可その他の行為は、この規則による改正後の大館市五色湖緑地公園に関する条例施行規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和元年6月28日規則第23号）

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

大館市五色湖緑地公園有料施設使用許可申請書

年 月 日

大館市長 様

申請者 住 所
氏 名
電 話

次のとおり大館市五色湖緑地公園内の有料施設を使用したいので、許可を申請します。

使用日時	自	年	月	日	午前・午後	時	分	日	時間
	至	年	月	日	午前・午後	時	分		
テントサイト 使用数					テントサイト 番号				
使用目的									
使用人員									
その他									

大館市五色湖緑地公園内行為許可申請書

年 月 日

大館市長 様

住 所

氏 名

〔法人の場合は、事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕

大館市五色湖緑地公園内で次の行為をしたいので、許可を申請します。

行 為 の 目 的	
行 為 の 期 間	自 年 月 日 月 日間 至 年 月 日
行為を行う場所・面積	
行 為 の 内 容	
使用料算定の基礎	
備 考	

(注) 使用料算定の基礎の欄には、行商、募金その他これらに類する行為の場合にあっては人数及び日数、業として行う写真撮影の場合にあっては写真機の台数及び日数、業として行う映画撮影の場合にあっては日数、興行及び競技会・集会その他これらに類する催しの場合にあっては面積及び日数を記載すること。

大館市五色湖緑地公園有料施設使用許可書

年 月 日

許可番号

様

大館市長

印

大館市五色湖緑地公園内の有料施設の使用について、次のとおり許可します。

使用日時	自	年	月	日	午前・午後	時	分	日	時間
使用数		年	月	日	午前・午後	時	分		
使用目的	テントサイト 番号								
使用人員									
その他									

大館市五色湖緑地公園内行為許可書

年 月 日

様

大館市長

印

大館市五色湖緑地公園内での行為について、次のとおり許可します。

行 為 の 目 的	
行 為 の 期 間	自 年 月 日 月 日間 至 年 月 日
行為を行う場所・面積	
行 為 の 内 容	
使用料算定の基礎	
備 考	

大館市五色湖緑地公園有料施設使用料減免申請書

年 月 日

大館市長 様

申請者 住 所
氏 名 印
電 話

次のとおり、大館市五色湖緑地公園内の有料施設の使用料の減免を申請します。

使 用 日 時	自	年	月	日	午前・午後	時	分	日 時間
	至	年	月	日	午前・午後	時	分	
使 用 料								円
使用料減免申請金額								円
使用料減免申請理由								
添 付 書 類								
そ の 他								

大館市五色湖緑地公園有料施設使用料減免通知書

年 月 日

様

大館市長

印

年 月 日付けで申請のあった大館市五色湖緑地公園内の有料施設の使用料の減免については、次のとおり減免します。

使用日時	自 年 月 日 午前・午後 時 分 至 年 月 日 午前・午後 時 分 日 時間
使用料	円
減免額	円
減免の理由	
その他	

大館市五色湖緑地公園有料施設使用料還付申請書

年 月 日

大館市長 様

申請者 住 所
氏 名 印
電 話

次のとおり、大館市五色湖緑地公園内の有料施設の使用料の還付を申請します。

許 可 年 月 日	
許 可 番 号	第 号
還付を必要とする理由	
既 納 使 用 料	円
還付を受けようとする額	円

大館市五色湖緑地公園有料施設使用料還付通知書

年 月 日

様

大館市長

印

年 月 日付けで申請のあった大館市五色湖緑地公園内の有料施設の使用料の還付については、次のとおり還付します。

許 可 年 月 日	
許 可 番 号	第 号
既 納 使 用 料	円
還 付 額	円